

○総務省告示第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計の指定を次のように解除したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

基幹統計である埋蔵鉱量統計の指定を解除する。